

# 少量危険物・指定可燃物運用基準

宇都宮市消防局



## 第1章 総則

### 第1 趣旨

この運用基準は、宇都宮市行政手続条例第5条の趣旨に基づき、少量危険物・指定可燃物の事務処理や指導等を統一的かつ適切に実施するため、必要となる事項を定め、円滑な運用を図ることを目的とする。

### 第2 凡例

#### 1 基準法令等

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）
- (2) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）
- (3) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）
- (4) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）
- (5) 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危規則」という。）
- (6) 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号。以下「危告示」という。）。危告示以外の告示については「告示」という。
- (7) 宇都宮市火災予防条例（昭和37年3月宇都宮市条例第4号。以下「条例」という。）
- (8) 宇都宮市火災予防条例施行規則（昭和37年6月規則第35号。以下「条例規則」という。）
- (9) 宇都宮市危険物の規制に関する施行規則（昭和41年規則第2号。以下「市危則」という。）
- (10) 宇都宮市消防危険物事務処理要綱（昭和49年4月）

#### 2 関連法令等

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）
- (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）

#### 3 凡例等

##### (1) 用語の意義

法、政令、省令、告示、危政令、危規則、危告示、条例、条例規則、市危則、建基法、建基令の例による。

##### (2) 表記

ア 本市指導事項については、当該部分又は文末に「●」と記載する。

イ 日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号））については、以下「JIS」と記載する。

### 第3 目次

|  |        |
|--|--------|
| 第1章 総則   | 1-1-1  |
| 第2章 少量危険物  |        |
| 第1節 貯蔵及び取扱いの基準   |        |
| 第1 共通事項  | 2-1-1  |
| 第2 指定数量未満の少量危険物を貯蔵し，又は取り扱う場所の位置，<br>構造及び設備の使用状態全般に共通する事項<br>資料 2-1-1 | 2-1-2  |
| 第2節 位置，構造及び設備の技術上の基準   |        |
| 第1 少量危険物を貯蔵し，又は取り扱う場所の位置，構造及び設備の<br>技術上の基準                           | 2-2-1  |
| 第2 屋外において少量危険物を貯蔵し，又は取り扱う場合の技術上の<br>基準                               | 2-2-10 |
| 第3 屋内において少量危険物を貯蔵し，又は取り扱う場合の技術上の<br>基準                               | 2-2-12 |
| 第4 少量危険物を取り扱うタンクの位置，構造及び設備の技術上の基準<br>(地下タンク及び移動タンクを除く。)              | 2-2-14 |
| 第5 少量危険物を取り扱う地下タンクの位置，構造及び設備の技術上の<br>基準                              | 2-2-18 |
| 第6 少量危険物を取り扱う移動タンクの位置，構造及び設備の技術上の<br>基準                              | 2-2-20 |
| 第7 動植物油類の適用除外  | 2-2-23 |
| 第8 品名又は指定数量を異にする危険物  | 2-2-24 |
| 第9 リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱い  | 2-2-24 |
| 第10 消火設備   | 2-2-24 |
| 第11 基準の特例<br>資料 2-2-1, 2   | 2-2-24 |
| 第3章 指定可燃物  |        |
| 第1節 貯蔵及び取扱いの基準   |        |
| 第1 共通事項  | 3-1-1  |
| 第2 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準  | 3-1-1  |
| 第3 可燃性液体類等を容器に収納し，又は詰め替える場合  | 3-1-7  |
| 第4 可燃性液体類等を貯蔵し，又は取り扱う場所の位置，構造及び設備<br>の技術上の基準                         | 3-1-8  |

|     |  |       |
|-----|--|-------|
| 第2節 | 綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準                        |       |
| 第1  | 綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準                    | 3-2-1 |
| 第2  | 綿花類等を貯蔵し，又は取り扱う場所の位置，構造及び設備の<br>技術上の基準 | 3-2-1 |
| 第3  | 消火設備                                   | 3-2-4 |
| 第4  | 基準の特例                                  | 3-2-5 |
|     | 資料 3-2-1                               |       |

#### 第4章 事務処理要領

|    |                        |       |
|----|------------------------|-------|
| 第1 | 指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出 | 4-1-1 |
| 第2 | 指定可燃物の貯蔵及び取扱いの届出       | 4-1-2 |

附 則

この運用基準は、令和5年4月1日から運用する。(内容現在 令和4年10月1日)

なお、本基準の運用の際、既に存する施設等の規制、指導については、従前の例によることができる。

附 則

この運用基準は、令和6年2月20日から運用する。(内容現在 令和5年10月1日)